

別表第4（第3条関係）
普通救命講習

項目	細目		指導内容	時間（分）		
				I	II	III
応急手当の重要性	・ 応急手当の目的 ・ 応急手当の必要性		・ 救命、悪化防止、苦痛の軽減 ・ 救急車到着までの応急手当の重要性（心停止の予防等を含む。）等 ・ 自主救護の必要性	15	15	15
救命に必要な応急手当の基礎実技	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（Ⅰ及びⅡは、主に成人に対する方法） （Ⅲは、主に小児、乳児及び新生児に対する方法）	・ 安全確認 ・ 反応の確認、通報要領 ・ 胸骨圧迫要領 ・ 気道確保要領 ・ 口対口人工呼吸法 ・ シナリオに対応した心肺蘇生法	165	165	165
		A E D の使用方法	・ A E D の使用方法 ・ A E D の実技要領			
		異物除去法	・ 異物除去要領（背部巧打法、腹部突き上げ法）			
		効果確認	・ 心肺蘇生法の効果確認			
	止血法	直接圧迫止血法	・ 出血の種類 ・ 圧迫点、圧迫要領	/	60	/
	心肺蘇生法に関する知識の確認		・ 筆記試験による知識の確認			
	心肺蘇生法に関する実技の評価		・ シナリオを使用した実技試験			
合計時間				180	240	180

備考

1 共通事項

- (1) 心肺蘇生法及び止血法の講習については、実技を主体とする。
- (2) 人工呼吸及び止血法の講習については、それに伴う感染防止の意義、方法等を含む。
- (3) 講習の1回の受講者数は、原則として30名程度とする。
- (4) 講師の数は、原則として10名につき1名を基準とする。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって、適宜増減することを妨げない。
- (5) 心肺蘇生訓練人形及び訓練用A E Dは、受講者5名につき1体（台）を基準とする。ただし、基準を超えて心肺蘇生訓練人形及び訓練用A E Dを確保できる場合で、受講者が効果的に実技を行うことができるときは、60分間を上限に講習時間を短縮することを可能とする。
- (6) 座学部分については、eラーニングや、オンラインによる双方向のL I V E講習（以下「オンライン講習」という。）を活用することを可能とする。eラーニングやオンライン講習による座学講習（60分間相当）を受講した場合、概ね1か月以内に、残り時間数の実技講習等を受講することとする。
- (7) 実技講習等については、オンライン講習及び対面による講習を組み合わせた講習を活用することを可能とする。
- (8) 講習時間を分割した講習を可能とする。

2 普通救命講習Ⅱ

- (1) 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待され、又は想定される者を対象とする。
- (2) 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上の得点を収めた者を講習の修了者とする。
- (3) 実技に係る効果測定の内容については、別に定める。
- (4) 受講対象者に応じて、小児、乳児及び新生児に対する方法を指導する。